

新たな事業分野への進出等を支援します。

－茨城県新分野進出等支援融資のご案内－

茨城県では、新たな事業分野への進出もしくは事業・業態の転換を通じた事業再構築の取組又はこれらの取組を通じた事業規模の拡大若しくは海外への事業展開に意欲的に挑戦する中小企業者の資金繰りを支援します。

融資対象者

県内に事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者で、次に掲げるいずれかの事業計画を策定して実行する者

事業計画	事業計画の取組内容
1.新分野進出	日本標準産業分類の細分類で現在行っている事業と異なる事業に進出する取組
2.事業転換	現在行っている事業を廃止して新たな事業を開始する取組
3.業態転換	商品の販売又は役務の提供について新たな方法を導入する取組
4.事業拡大	新たな設備投資を実施することにより現在行っている事業を拡大する取組
5.海外展開	商品、サービス等の輸出又は海外直接投資の取組 ※1
6.脱炭素化(新規)	脱炭素化に資する設備を導入することにより、製品や企業の競争力向上と経営力の強化を図る取組 ※2

※1 県内事業所の規模縮小及び従業員減少を伴わないものに限ります。

※2 脱炭素化については、設備資金のみの申込みに限ります。

融資条件

資金の区分	設備資金	運転資金	
融資限度額	1億円	3,000万円	
融資期間	10年以内(据置2年以内)	5年以内(据置1年以内)	
融資利率(年利)	融資期間		
	融資利率		
		信用保証付き	信用保証なし
	3年以内	1.3%	1.8%
	3年超 5年以内	1.4%	1.9%
5年超 7年以内	1.5%	2.0%	
7年超 10年以内	1.6%	2.1%	
信用保証料率	信用保証を付する場合は0.45%～1.90% ※3 保証料の2割を県が補助します。		
資金使途	事業計画の実施に必要な資金 ※4		

※3 茨城県信用保証協会において上記の信用保証料率から10%割引をします。

※4 融資対象者の要件を満たせば、経営力向上計画、経営革新計画若しくは先端設備等導入計画又は国等の補助事業の事業計画の自己資金分に利用可能です。

新分野進出等支援融資の利用イメージ

1.新分野進出	
建設業(木造建築工事業)	古民家を購入して飲食店に改装し、地元食材利用の日本料理店を開店
運輸業(タクシー事業)	新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、宅配サービスを開始
2.事業転換	
小売業(ガソリンスタンド)	エコカーの普及により需要が減少したため、洗車専門店で事業を転換
製造業(測定器製造業)	脱炭素社会を見据えて風力発電設備の部品製造に事業を転換
3.業態転換	
小売業(衣料品販売業)	衣料品の店舗販売からサブスクリプションでのサービス提供に転換
製造業(陶磁器製造)	店頭販売の売上が減少したため、ECサイトでの販売を開始
4.事業拡大	
製造業(金属プレス製品製造)	工場の新增設により生産能力を強化し、受注を拡大
飲食業(レストラン経営)	第2号店として新規店舗を出店し、新たな顧客層を開拓
5.海外展開	
製造業(酒類製造業)	海外の販路拡大に向け、現地コーディネーターに委託して営業を展開
飲食業(すし店経営)	海外の健康志向の高まりを受け、アジアに出店
6.脱炭素化	
宿泊業(ホテル経営)	エネルギー価格高騰に対応するため、施設内に太陽光発電設備を導入
小売業(食品スーパー)	店舗の冷凍・冷蔵設備を省エネタイプに更新し、CO ₂ 排出量を削減

取扱金融機関の一覧

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・栃木銀行
福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫・烏山信用金庫
茨城県信用組合・横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・商工組合中央金庫・三菱UFJ銀行
みずほ銀行・りそな銀行・三井住友銀行

融資の申込み

融資の具体的なご相談は、お近くの商工会等へ。融資に当たっては、取扱金融機関及び信用保証協会の審査があり、商工会等の認定を受けてもご希望に添えない場合があります。

お問合せ先

茨城県産業戦略部産業政策課金融グループ
茨城県水戸市笠原町 978 番 6
TEL：029-301-3530